

総行市第 48 号
令和 3 年 5 月 26 日

各都道府県知事
各都道府県議会議員
各指定都市市長
各指定都市議会議員

】 殿

総務省自治行政局長
(公印省略)

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律による地方自治法の改正について（通知）

このたび、第 204 回国会において「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 44 号）」（以下「第 11 次一括法」という。）が成立し、令和 3 年 5 月 26 日に公布されました。これは、令和 2 年 12 月 18 日に閣議決定された「令和 2 年の地方からの提案等に関する対応方針」を踏まえ、所要の措置を講ずるものです。

認可地縁団体制度関係では、第 11 次一括法により地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）が改正され、第 11 次一括法の公布の日から 6 月を経過した日から施行することとされました。

貴職におかれては、下記事項に留意の上、その円滑な施行に向け、格別の配慮をされるとともに、各都道府県知事におかれては、貴都道府県内の指定都市を除く市町村長及び市町村議会議員に対してもこの旨周知願います。

第 11 次一括法の施行に伴う必要な省令の改正については、追ってこれを行い、別途通知する予定です。

なお、各市町村に対して地域の元気創造プラットフォームにおける調査・照会システムを通じて本通知についての情報提供を行っていること、及び本通知は法第 245 条の 4 第 1 項に基づく技術的な助言であることを申し添えます。

記

第一 改正の概要（第 11 次一括法第 1 条関係）

認可地縁団体の認可の目的について不動産等の保有を前提としないものに見直し、地縁による団体は、不動産等の保有の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うため市町村長の認可を受けることができるものとしたこと。（法第 260 条の 2 関係）

第二 施行期日等

1 施行期日（第 11 次一括法附則第 1 条関係）

第 11 次一括法による認可地縁団体制度に関する規定は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行することとしたこと。

2 経過措置（第 11 次一括法附則第 3 条関係）

本改正後の法第 260 条の 2 第 1 項の規定は、施行の際、現に法第 260 条の 2 第 2 項の申請をしている地縁による団体についても適用があるものとしたこと。

第三 その他の事項

1 各市町村においては、管内の自治会等の地縁による団体への周知等が必要になるものと考えられること。

2 認可地縁団体に関する要綱、手引き等を定めている市町村においては、それらの改定等が必要になるものと考えられること。

3 「令和 3 年度税制改正の大綱」（令和 2 年 12 月 21 日閣議決定）において、地方自治法の改正により、認可地縁団体の認可の目的を見直し、不動産等を保有する予定の有無にかかわらず、地域的な共同活動を円滑に行うために設立できるものとする場合には、不動産等の保有予定のない認可地縁団体についても、従来の認可地縁団体に関する税制度と同様の措置を適用することとしていること。

なお、市町村によっては、認可地縁団体に係る課税に関して条例の改正等が必要になる場合がありうること（例えば、これまで管内に認可地縁団体がなかったため、税条例等の中に認可地縁団体に係る規定がなかったが、本改正を機に当該規定を加える市町村等）。

別添 1 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 44 号）（条文）

別添 2 （抜粋）地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和 3 年法律第 44 号）（新旧対照表）